

第七期東京都障害者施策推進協議会
(第4回専門部会)

平成26年11月6日

福祉保健局

(午後7時00分 開会)

○松矢部会長 定刻前ではありますが、出席していただける委員の皆様方がお集まりですので、第4回専門部会を開催いたします。

それでは、事務局から各委員の出席状況の報告及び資料の確認等をお願いします。

○小川課長 本日は、お忙しい中、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は水野委員、小倉委員から欠席のご連絡をいただいております。また、現在、大塚委員、柴田委員が遅れている状態でございます。追っておいでになると思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料1、東京都障害者施策推進協議会専門部会委員名簿でございます。資料2、同じく、東京都障害者施策推進協議会書記名簿でございます。資料3、第4期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方(案)でございます。資料4、障害者計画の策定に向けて【目標・課題の体系(イメージ)】でございます。その後に委員提出資料をおつけしております。別冊になりまして、参考資料でございます。参考資料1、これまでの事務局作成資料(抜粋)になります。参考資料2、障害福祉サービスの報酬改定に向けて国への緊急提案を行いました。参考資料3、東京都長期ビジョン中間報告(抜粋)でございます。参考資料4、東京都障害者就労支援協議会「障害者雇用・就労推進連携プログラム2014」でございます。参考資料5、障害者の生活実態の結果 平成25年度東京都福祉保健基礎調査でございます。なお、参考資料4につきましては、冊子を机上に配付させていただきます。以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

なお、本専門部会は資料、議事録とも原則公開とさせていただきますので、あらかじめご承知おき願います。

では、議事に入ります。

第1回から第3回までの専門部会では、主に障害福祉分野に係る障害福祉計画について審議してまいりました。本日はこれまでの議論を一度総括してまいりますので、その関連資料が提出されております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○小川課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

東京都では、障害者基本法に基づく障害者施策に関する基本的な計画であります東京都障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保等に係る東京都障害福祉計画を一体的に策定しているところですが、第1回から第3回までの専門部会では、国が示している第4期障害福祉計画に係る基本指針に沿って、主に障害福祉計画に係る部分についてご意見をいただいております。本日は、これまでの議論を総括いたしまして、次回以降の部会では、障害者計画の対象である障害福祉以外の分

野についてもご審議を進めていただく予定でございます。

それでは、資料3をごらんください。資料3は第4期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（案）でございます。

資料3は、障害福祉計画を中心としたこれまでの議論を踏まえて今後の検討のために考え方を整理するために、また、これから都と区市町村とで第4期障害福祉計画の策定に向けて調整を図っていく上で、成果目標等についての検討内容を区市町村に向けて示していくために作成したものです。

1 ページ目、第1の1は基本理念です。実際に都の計画にする段階では、障害者計画、障害者福祉計画共通の基本理念となりますが、ここでは障害者福祉、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画についての考え方を示しておりますので、題名を東京都障害福祉計画の基本理念とし、障害者総合支援法の基本理念を踏まえてとさせていただきます。前文には法改正等を踏まえて意思決定支援の配慮等について加筆をさせていただきましたが、基本理念の1から3は現行の計画の基本理念を維持するものとなっております。

第1の2は、サービス提供体制の整備に関する基本的な考え方を国の基本指針に則して記載しています。

2 ページ目の第2には、これまで検討していただきました成果目標に関する考え方についてお示しをしております。

1 は、福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標についてでございます。

(1) は、現行の第3期計画の実施状況と地域生活基盤の整備を初めとした地域移行に係る課題について、(2) は、専門部会での議論を踏まえて、第4期計画の成果目標の考え方について記載しております。東京都では、国の基本指針に則して、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本に成果目標を設定していくこと、現行計画の未達成割合の取り扱いについては、都の実情を踏まえる必要があること、3ページには、成果目標の達成に向けて区市町村と東京都が取り組むべき内容等について記載しております。

(3) は、入所施設定員数に関する考え方です。入所待機者数が一定数で推移していることや都内の未設置地域に地域生活への移行を積極的に支援する機能を強化した地域生活支援型入所施設を整備する必要があることなどの実情を踏まえて、都においては、現行計画における入所定員数の目標を維持することが書かれています。

4 ページの2は、入院中の精神障害者の地域生活への移行についてでございます。

(1) には、第3期計画の実施状況と課題を記載しております。

(2) は、第4期計画の成果目標の考え方で、国の基本指針で示された①入院後3カ月時点の退院率64%以上、②入院後1年時点の退院率91%以上、③長期在院者数を平成24年6月末から18%以上削減の三つの目標について、精神障害者の地域生活への移行をさらに進める観点から、基本指針に則して設定することといたしました。なお、

この成果目標の設定については、去る9月10日に開催いたしました東京都地方精神保健福祉審議会の保健医療計画部会でもご了承いただいていることをご報告させていただきます。目標の達成のためには、長期在院者の退院支援とあわせて、入院を長期化させない取り組みが必要であること。東京都がこれまで実施してきた精神障害者地域移行体制整備支援事業の実績を踏まえた地域生活への移行支援の仕組みづくり等の取り組みが必要であること。区市町村は相談支援体制の充実を図るとともに、退院後に必要なサービスを見込み、整備を進めることが必要であるとしております。

5ページ目、3は、第4期計画からの新規項目になります地域生活支援拠点等の整備です。国の基本指針に書かれた地域生活支援拠点等の機能について記載し、入所、入院からの地域移行とともに、親元からの自立、親なき後などに障害者本人が希望する地域で安心して暮らし続けるために、地域の実情に応じた拠点のあり方を検討する必要があること、本専門部会においてもさまざまな形態に機能についてご意見をいただいたこと、国においては、計画初年度の27年度にモデル事業を実施して効果検証、情報提供をする予定であることなどを記載しております。

次ページになりますが、東京都では、基本指針どおり、区市町村に少なくとも一つ整備することを基本としつつ、国のモデル事業の取り組みを踏まえて必要な支援を検討していくこととしております。

4は、福祉施設から一般就労への移行等に関する成果目標についてでございます。

(1)は、一般就労に向けた支援の充実・強化で、アは、第3期計画の実施状況、支援の充実強化に引き続き取り組む必要があること、定着支援が課題となっていることなどを書かせていただいています。イは、第4期計画の成果目標の考え方で、東京都では区市町村障害者就労支援事業による一般就労への支援を推進してきたことから、引き続き区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数を都の独自の目標として設定することとし、29年度の目標として、2,000人から2,500人を基本に今後精査してまいりたいと思っております。

7ページになりますが、国の基本指針の目標のうち、①福祉施設から一般就労への移行者を平成24年度の2倍以上とすることと、③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることは基本指針に即して設定すること、また、就労移行支援事業の利用者数については成果目標とはしないが、一般就労の移行に際して重要な役割を担う事業であることから、活動指標として定期的にモニタリングする必要があることなどを記載しております。また、成果目標の達成に向けて、都は関係機関の連携、区市町村障害者就労支援事業の推進や就労支援機関の支援力の向上等に取り組むこと、区市町村は、就労支援センターの体制強化や地域の連携強化により、さらなる就労支援策を進めていくことなどを記載しております。

(2)は、福祉施設における就労支援の充実・強化です。東京都では、工賃向上計画を策定し、工賃アップの取り組みを支援してまいりましたが、福祉施設での作業による

工賃がいまだに低い水準で推移していること、次期工賃向上計画の策定に向けて、共同受注体制の基盤づくりなど、工賃アップに向けた取り組みの充実のための支援策を検討すること、引き続き区市町村の工賃向上に向けた各種の取り組みを支援すること。

8ページになりますが、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等からの調達の推進を図ることなどが書かれております。

以上が成果目標についての考え方のまとめとなっております。

8ページ、続いて、第3は、障害福祉サービス等の必要見込量と確保のための方策でございます。

1、障害福祉サービス等の必要見込量ですが、四つ目の丸にございますように、現行計画同様に、東京都全域を区域として東京都の見込量を設定してまいります。

2、サービス量を確保するための方策ですが、8ページでは、現行計画での地域生活基盤の整備状況等が、9ページでは、特別助成等の積極的支援策の継続や用地確保策の充実等について検討することなどが書かれております。

9ページの第4は、地域生活を支える相談支援事業等の整備でございます。

1は、相談支援体制の整備としております。障害者が地域において自立した日常生活、または、社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であること。区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するための体制整備を進める必要があること。基幹相談支援センターの設置等を通じた相談支援事業所のバックアップ体制等の推進が望まれること。東京都においては相談支援専門員の養成を着実にやっていくこと。現状では地域相談支援の利用が十分に進んでいないため、体制の充実が必要であること。相談支援体制等の整備を図るための区市町村の協議会の活性化への支援。10ページでは、虐待防止に関する区市町村と東京都の役割について記載してございます。

2は、地域生活支援事業について、地域生活支援事業には移動支援事業や意思疎通支援事業等、障害者の自立した日常生活、または、社会生活を支える上で重要なサービスが必須事業として位置づけられていることや、障害者総合支援法の施行により新たな事業が必須事業化されたこと。区市町村と東京都は、それぞれ地域生活支援事業を障害福祉計画に位置づけることなどが書かれております。

第5は、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応でございます。精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害等、多様な障害特性に応じたきめ細かな対応が必要な障害者について、福祉と保健・医療等による支援体制の充実を図る必要があるとしております。今回は、主に障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標等についての考え方を区市町村に示すことを目標としておるため、この部分については詳しくは記載しておりませんが、実際の計画では個々の内容について詳しく記載していく必要があると考えております。

第6は、障害児支援体制の整備です。今回、国の基本指針において、新たに児童福祉法に基づく障害児支援についても障害福祉計画に定めるよう努めることとされております。

1には、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方、11ページ、2には、専門部会でもお示したような障害児支援の現状、3には、見込量と確保のための方策について記載しております。

12ページには、人材の確保・養成等として、東京都の実施する研修等の取り組みについて記載しております。また、最後の米印は、障害福祉計画だけでなく、障害者計画として記載するその他の分野についても検討する必要があることが書いてございます。

資料3についてのご説明は以上でございます。

引き続き、資料4以降の資料についてご説明申し上げます。

資料4は、障害者計画の策定に向けて【目標・課題の体系（イメージ）】でございます。

次回以降、障害福祉以外の分野も含めた障害者計画策定に向けた検討を進めていくため、計画全体の目標・課題の体系のイメージを現行の計画をベースにお示しするものです。東京都では障害福祉計画と障害者計画を一体的に策定しているため、これまで検討してきた障害福祉計画に係る部分も含んだ体系となっております。

右側の参考欄のところには、障害福祉計画に係る国の基本指針の新規の項目や国の障害者基本計画の新規項目について、該当する項目の位置に記載しております。

施策目標I、地域における自立生活を支える仕組みづくり。

課題1、地域におけるサービス提供体制の整備には、資料3でご説明したサービス見込量や確保策についての内容等が該当してまいります。

課題2、地域生活を支える相談支援体制等の整備には、資料3でご説明した地域生活支援事業や相談支援体制の整備、虐待防止等が該当します。国の障害者基本計画では、差別の解消及び権利擁護の推進という項目が新設されておりますが、権利擁護の推進の部分がここに当たるかと思えます。

課題3、施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援には、おおむね資料3でご説明した地域移行と地域生活支援拠点についての成果目標に関する部分が該当してまいります。

課題4、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細やかな対応には、資料3でごく簡単に触れていた精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害等への対応についてがこの項目になります。また、難病等の支援につきましてもこの項目に入ってくると考えております。

課題5、安全・安心の確保ですが、これまでは災害時における障害者支援としておりました項目ですが、国の障害者基本計画に安全・安心の項目が新設されていることを受けて、災害時支援に限らず安全・安心の対策についても触れることを考えております。

施策目標Ⅱ、社会で生きる力を高める支援は障害児についての項目ですが、課題1、障害児支援の充実には、資料3の障害児支援の充実についての内容がここに該当します。

課題2、児童・生徒一人一人に応じた教育の推進、職業的自立に向けた職業教育の充実は、主として教育分野での取り組みとなります。

施策目標Ⅲ、当たり前になる社会の実現は、資料3の就労支援に関する成果目標の部分が該当いたします。

課題1、一般就労に向けた支援の充実・強化では、成果目標や目標達成に向けた方策、課題2、福祉施設における就労支援の充実・強化では、工賃向上等の取り組みへの支援が該当してまいります。

施策目標Ⅳ、バリアフリー社会の実現ですが、障害者基本法、国の障害者基本計画や、2020年オリンピック・パラリンピックも見据えて記載内容を充実していく必要があると考えております。

課題1、ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進は、ことし3月に策定した東京都福祉のまちづくり推進計画も踏まえた内容にしていくつもりでおります。

課題2は、障害者差別解消法の成立等を受けて、差別の解消と心のバリアフリーについて盛り込んでいくことを考えております。

課題3、スポーツ・文化芸術活動の振興は、障害者スポーツの振興等についてなどが主な内容になると思われまます。

施策目標Ⅴ、サービスを担う人材の養成・確保には、障害福祉サービスや相談支援事業に係る人材養成等についての内容となってまいります。

こうした目標・課題の体系を踏まえて次回以降の部会での検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

引き続き、参考資料につきましても簡単にご説明をさせていただきます。

参考資料1は、これまで事務局で作成いたしました資料の抜粋になります。なお、一部専門部会で配付したときから変更した点がございます。16番の東京都内の民間企業における雇用状況の推移の資料の表ですが、第3回の専門部会で配付したときには都内の実雇用率のみを記載しておりましたが、今回は比較のために全国の雇用率のデータも追記させていただいております。網掛けになっている部分でございます。

参考資料2は、国への緊急提案のプレス資料です。障害福祉サービス等の報酬については、本専門部会においてもさまざまなご意見をいただいておりますが、東京都では、平成27年4月に予定されている報酬改定に向けて、障害者の高齢化、重度化への対応、福祉・介護職員等の処遇改善、人件費や物件費の高い東京の実情等を適正に報酬に反映するよう国に緊急提案を行いましたので、その提案書を添付しております。

資料3、東京都長期ビジョン中間報告の抜粋です。現在、東京都において策定作業を進めております東京都長期ビジョンについて、9月に出された中間報告の抜粋です。障害者の支援については、生活基盤の整備や障害者の雇用の推進を到達目標としており、

12月に目標の確定値を発表していくこととなっております。

参考資料4は、障害者雇用・就労推進連携プログラム2014を9月に策定したのでプレス発表資料を添付しております。委員の皆様には机上に冊子をお配りしております。また、福祉保健局のホームページにも掲載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

参考資料5、障害者の生活実態の結果。平成25年度に実施した東京都福祉保健基礎調査、障害者の生活実態の報告書が10月30日に発表されましたので、プレス資料と概要と添付してございます。報告書全文につきましてはホームページでごらんいただくことができます。

説明が長くなりましたが、事務局からの資料説明は以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

これまでの議論を総括して、佐田委員、橋本委員、山下委員から資料が出されております。これまでお出しいただいたご意見と同じ部分もございまして、特に強調したいポイントやこれまでに発言のなかった点を中心に、それぞれご発言願います。事前に郵送されておりますので、ポイントを多くとも5分以内でお願いしたいと思います。

では、まず、佐田委員からお願いいたします。

○佐田委員 障都連の佐田です。出しようがちょっとわからなかったもので、これまで出した意見について少しまとめるような形で出させていただきました。ちょっと参考になればということで出した次第です。

幾つかお願いするとか、盛り込んだほうがいいのではないかと思える点について、かいつまんでお話ししたいと思います。

一つは、地域生活、1ページのところの施策目標の実現のところなんです、地域における自立生活、仕組みづくりのところについて、地域間の格差が起きないようにしていくということが、一つ、都として求められているところではないかというふうに思っています。聞くところによると、さまざまな格差が区市町村下で起きているということがありますので、これは、どこにいても同じ福祉サービスを受けられるとか、そういった状況をぜひつくっていただけないかというふうに思っています。

それから、2ページ、3ページあたりは出したものをまとめたものですので、もう一つお願いしたのは人材育成のところなんです、これは、私の関係するところでも本当に人が集まらない、担っていく人材がなかなか確保できないという声をすごく聞いています。集まらない一番大きな原因については、処遇がなかなか十分にとられていないということがあるのではないかというふうに思っています。そういった点で、私どものところでも、以前東京で公私格差是正の制度があった時点のときの給料体系と、現実的に福祉の事業所等で働いているところの賃金格差を見たところ、10%ぐらい、大きいところは30%ぐらい違っている数字が出ています。そういった点では、福祉のさまざま

な事業を支えていく点でも、人というものは欠かせないところでもありますので、このあたりの点についても、研修とかマンパワーを高めるというだけではなくて、条件を整備していく、そういう方向をぜひとっていただければいいのではないかというふうにして思っているところです。そういった点でぜひご検討をしていただければというふうに思っています。

最後に、基本理念がどうなるかというところはちょっとわからない、まだこれから多分いろいろ検討していくのだろうというふうには思っているのですが、障害者の権利条約が批准をされて、2月19日に発行しているということがありますので、そういった意味では、そういう理念をきちんとどう都の施策に反映していくかという点についても、考え方の中にきちんと入れておく必要があるのではないかという点を最後に述べまして、発言を終わります。よろしくをお願いします。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは次に、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 第1回から3回まで振り返って、東京都育成会ゆうあい会、橋本豊です。

第1回目で話し合いをされたサービス提供については何一つ自分は発言ができませんでした。仲間たちも、サービスと聞くと、スーパーでのサービスのように思っているみたいです。自分のことなのに何も知らず、サービスのことが必要になったときに初めてわかるというお粗末な現実です。自分自身、今どんなサービスが使えるか、どんなサービスがあるかを知らなくてはいけないと思っています。困ってから初めてサービス提供のことを知るより、前もって知っておけば将来困らないと思うので、どんなサービスがあるか、冊子などで私たちにわかりやすい情報を流してほしいと思います。本当はサービス提供だけではなく、就労の場面、それから、生活の場面もここに本当は入れたかったのですが、今、一番私たちというか、私自身がこれを知らないのはいけなかなと思って、これを先に提出させていただきました。ありがとうございます。

○松矢部会長 それでは、なるべくご要望に沿ってこの審議を進めていきたいと思っています。

それでは、次に、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 きょうの小川計画課長からの発表もありましたけども、国の指針と東京都の現状の違いというものをきちんと見据えた障害者福祉計画をつくっていただきたいというのが第1点でございます。

もう一つは、この間もお話をしていますけど、42%以上の特別支援学校等からの就労率のある中で、ドロップアウトしてくるというところについてきちんとフォローが必要であろうということです。これについて具体的に書かせていただきましたけど、お金がほとんどかからない方策で、先ほどの佐田委員ではないですけど、青梅市はお金がないものですから、なるべくお金のかからない政策をと思って提案をさせていただいております。これは後の障害者計画にも関係するのですが、もし東京で大きな地震や災害があったとき、障害者施設にいる人については把握がすぐにはできると思うんですね。

通所にしても入所にしても。ところが、一般就労した人についてはほとんど把握が難しいと思います。この辺のところ、モニタリングではないのですが、ここで提案しているように、相談支援事業所と必ず契約をしておくとか、それから、就労支援センターに必ず契約をし、1回は面接をしておくとかというような段階を踏んでおくことによって、登録をしていくことによって、そういうときにもすぐに名簿等を使い、個人情報の問題はあるかもしれませんが、把握ができるのではないかとこのように思っております。

最後に、資料もつけさせていただいたのですが、児童相談というか、児童の問題なんですけれども、国の制度もよくなりまして、放課後等デイサービスというものが非常に充実してきたのですが、一方、特別支援学校の1時半、3時に放課後等デイサービスの事業者の車が特別支援学校の周りを囲んでいて、みんなを乗せて帰っていただいて、その後、お家に送ってくれる。これは一方では、お母さんたちの就労については保障になって非常にいいのだと思うんですけど、うちの短期入所や日中一時支援を使うお子さんたちが母親の愛情に飢えているというような状況もあります。この辺で、先ほども出てきましたけど、教育の問題と、それから、サービスと。アンケートに書いてあるのですが、子どものニーズより親のデマンドになっていないかというようなことが結果のほうに書いてありますけれども、その辺のところを、非常に難しい問題だとは思いますが、考慮に入れた計画ができるといいかなと思っております。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

障害児支援が出てきていますので、子どもの権利というものをきちっと認識した提言というか、計画的には必要だろうということで、私も賛成したいと思います。どうもありがとうございました。

短時間でポイントを押さえていただきましたので、時間がかかりたっぷり討論に残されることになりました。これから、きょうの事務局からの説明、また、各委員からのご意見も踏まえて審議を進めていきたいと思っております。ご意見、ご質問があればご発言をお願いします。

中西委員、どうぞ。

○中西委員 まず、1ページの東京都の基本的考え方の基本理念のところからお話ししたいと思います。東京都の意見で総合支援法の本文をそのままここに代入して主文をつくらせて、その下に東京都独自の基本理念Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを入れたというのですが、委員の皆さんの意見を聞いて、国の施策よりさらに東京都は進んでいるという意味で、今まで一番進んでいた点は、どんな重度の障害を持った者も地域で支援を受けて暮らしていけるという基本理念1なんですけれども、これが残ったことは歓迎しますが、主文の中に、東京都においては特にどんな重度の障害者も地域で暮らしていけるようなサービス提供体制をつくるというような文章をこの本文最後に入れていただきたいと思います。

それから、2点目です。5ページの地域生活支援拠点等の整備のところでは、この中の3の白丸4、ここの本文では、東京都障害者施策推進協議会専門部会においてはということで二つの意見が両論併記されているわけですが、第一の意見というのは私が話した内容に沿うと思うんですが、この本文内容というのは、国の指針の文章を面的整備の点を国の文書で補ったものなんですけども、意見をどう言われたかということなので、意見の本文として、こういう文章を入れていただきたいと思います。指定特定相談支援事業所等を中心に、地域生活支援関連20、数業種は連携して重度障害者が地域での生活を一生にわたって個別相談支援を受けながらやっていけるような体制をつくるモデル事業を行うという意見があったというふうに直していただきたいと思います。重度障害者支援問題というのは、東京都の個別基準単価改定の意見の中でも、東京都が問題を感じていらっしゃることはこの文章でよくわかります。

単価改定委員会の本文9ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、重度障害者、障害支援区分6や、家族にかわる重度訪問介護について、国庫負担基準が利用実態から大きく乖離しているため、現状を的確に把握するという。必要なサービスの提供に対して、必要な報酬単価及び国庫負担基準を設定することというふうに国に要望されているわけですから。

現実に重度障害者の地域移行がなぜ進まないかという、国庫補助基準がきちんと実施されていないために、市町村は重度障害者が施設から出て地域で暮らすことすら消極的なわけです。この問題について、東京都はやはり施策の中できちんと位置づけなければ本文基本目標1を立てた意味がないので、この施策の中身はここには一切書かれていないという意味では、本文中の地域生活支援のところできちんとこのことに言及して、今後重度障害者が地域で暮らしていけるサービス提供体制づくりをきちんと保障することを入れていただきたいと思います。

また、単価改定のペーパー11ページは、今度は、重度障害者の受け入れが促進できるような短期入所の単価設定の問題です。短期入所の単価設定が重度障害者について非常に低いということで、障害程度5、6の利用者が半数以上短期入所を占めるにかかわらず、ここの体制整備が進みません。これについても、東京都の特別な財政支援を行うということの特記していただく必要があると思います。

この裏のページには配置医師による人件費の比較が出ておりますけど、非常勤医師の人件費1万810円、1時間単位、生活介護における配置基準、3,600円、360単位ということで、大きく格差があります。1万円払わないと医師が来ないのに3,600円で払って何とかしようということはしょせん無理があるので、この制度が広がらない理由は明解だと思うんですね。これについてもきちんと本文の中で、今後この体制整備を進める、国のお金にしろ東京都のお金にしろ、きちんと要望を出して、これを変えていくのだという姿勢を東京都の指針の中できちんと出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、次、どうぞお願いします。坂本委員。

○坂本委員 東京難病団体連絡協議会の坂本です。

私ども難病患者も昨年4月から障害者福祉の対象に入ったという形になっています。それが、どのような形で触れられるかという問題ですが、この間3回も討論に参加してきましたので、非常に注目していました。結果的には、障害福祉計画の中に、(難病患者が)新しく加わったということ、現状がどのようになっている、今後どのようにしていくのかということについて、区市町村に対する提起がありません。障害者計画には、課題4のところに難病患者の障害特性が触れられているだけかなと思いましたが・・・。そのような形になっていますので、もう一度考えていただきたいと思います。参考資料に出ていますので、参考資料を開いてください。3ページ目のところに、障害者総合支援法による障害者福祉サービスの現状ということで、利用状況が出ています。これを見ますと、知的障害者でサービスを利用しているという方が6割、これに対して、難病患者の利用は何と十分の一の6%しか利用していないという現状です。この現状をどう改善していくのかということがどこにも触れられていない。問題は、ここに書いてある、制度自体を知らないという現状をどうして行くのか。制度を知らないでいろいろな計画をつくっても、それは絵に描いた餅ではないかと思えます。こういう点は、障害者計画だけではなくて、福祉計画の中にもきちんと問題点についても盛り込んでいただきたい。

実は、11月4日に厚生労働省が、障害保健福祉関係主管課長会議というものを開催しています。ここにその資料がありますが、この中にはきちんと難病患者に係る問題について明記をされています。それはこのようになっています。第4期の障害福祉計画についてという題で、この中ほどに「また、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では同法の定義に新たに難病患者等が追加され、身体障害者福祉手帳等が取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービスの対象となったが、現在、同法の難病等の範囲について、障害者総合支援法対象疾病検討会で検討が行われているところであり、第4期計画の策定に当たっては、当該検討状況も踏まえ適切に策定いただきたい」と明記されています。にもかかわらずこの福祉計画に一言も触れられていないのは、問題だと思えます。国の資料には、障害者に係る難病の見直しについてということが明記をされています。また、(障害者福祉サービスの)対象の範囲や制度の周知徹底などについてもきちんと明記をされています。ですから、障害者福祉サービスの実態や、国がきちんと難病患者も含めた障害福祉サービス計画をつくりなさいという指示をしているということについて、区市町村に徹底しないままに進むということについては、私は問題だと思えます。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

○小川課長 事務局の立場から申し上げることは大変恐縮なんですけれども、これ以降につきましては、議論を深化させていって、まとめに行かなきゃいけないという問題がございますので、一政策担当者という立場から議論に参加させていただきたいと思っております。

まず、中西委員からご指摘のありました部分につきましては、資料3の資料につきましては、今、坂本委員からありましたけど、これは、区市町村に対して都の今までの議論を踏まえた考え方をお示しして、これをもって区市町村のほうに計画の策定を進めてくださいという文書でございます。ということで、これはこれとして、区市町村と東京都の間だけの文書でございますので、中西委員からいただいたお話等につきまして、文案等もちよっと頂戴しながら、提言の中でまた考慮させていただきたいなというふうには思っております。

坂本委員のご指摘にありました、ちゃんと書いていないのではないかということなんですけど、ここはきちんと認識をして、資料のイメージ図のほうでも書いていくつもりでおります。また、国の課長会でお示しいただいている内容についても把握をしております。今現状進んでいないという事実についてもこちらの資料でもお示しいたし、国の課長会の資料にもついていたと思っておりますけど、全国レベルでもまだ実人数で800人くらいだったと思うんですけれども、800人しか利用できていないという状況ということだと思います。そこにつきましては、過去にも、精神障害の方が追加されたときとか、発達障害の方が追加されたときも、いきなりサービスが伸びたというわけではないんですね。なので、ある一定程度の周知が図られていく中でサービスの利用もどんどんふえていくだろうと。その周知についてきちんとやりなさいというふうに国のほうにも書かれておりますので、この辺は区市町村のほうにもお示しをしたいと思っておりますし、今後の計画の中でも周知徹底を図って利用が促進できるようにと思っております。また、同時に、130疾病からそれが拡大していくというふうな形で、難病の範囲につきましても今広がりを見せてきておりますので、広がるにつれてまた対象者もふえていく、同時にサービスの利用もふえていくというふうになっていくと考えております。対象が広がった際には、今回、難病が取り入れられたときにも、医療機関等に対しての周知であるとか、判定の方法等についても適宜前倒しで情報提供をしながら進めてきておりますので、同様の手法を繰り返すことによって、さらに周知が図られていくというふうに考えております。ということで、きちんとその部分は手を打っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 公募の加藤です。

きょういただいた資料3の2ページ目の第2、1、福祉施設の入所者の地域生活への移行のことについてお聞きいたします。

このことは私が第2回の専門部会のおきにお聞きした内容ですが、そのときは、次回以降話の中で詰めていきたいと思いますというお話でしたが、今までそのご説明がありませんでしたので、きょうは改めて現状等についてご質問をして、今回、どういう形でこの4期の計画に反映していこうとしているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

具体的には、きょう配られました参考資料の6ページ目になるかと思いますが、6の福祉施設入所者の地域生活への移行等に関する実績ということで、上にグラフが出ておりますが、第2回のおきに申し上げましたが、第3期目標としては2,204人ということになっているわけですが、平成25年度末1,212人ということで、この後の1年間の間に、26年度末に2,200人までいくというのはなかなか実際のところ厳しいのではないかと。そういう意味で、今現在どのくらいの数になっているかということがわかれば教えていただきたいと思いますが、いずれにしても、この目標は多分達成できていないのではないかと。1,000人くらい足りないわけですね。その意味で、どうしてこういう現状になっているのだろうか、この理由というのは何なのだろうかというふうに、まず1点目は、どういうふうにお考え、分析されているかということ。

それから、2点目に、こういった実態を踏まえて、地域生活移行を今後どのように考えているかということ。大前提として、誤解のないようにお話をいたしますが、私は地域生活移行を決して否定したりしている者ではありません。それがうまくできれば、それに越したことはないというふうに考えていますが、一方で、施設入所の中で、そういうふうになかなかいかないという現実もあるということ、私は第2回のおきにも委員として発言させていただきましたけれども、そういうこととの意味合いの中でどのようにお考えかということ。

それから、3点目に、本日説明をいただきましたけれども、この案の中で、基本的な考え方（案）ではどのようにこういった実情、実態等を踏まえて4期以降されていくかというような考えで、この中に書かれているのだろうかということをご説明いただければと思います。

以上です。

- 松矢部会長 実際はどう書き込んでいくかというのはこれからの議論で、実は、それを出してほしいんですね。ですから、現状の認識というのは既に資料で出されているので、できれば、加藤委員としてこういうふうに理解するんだけど、こういう書き方で入れ込んだらどうかというようなご意見を、むしろ積極的に出していただいたほうがいいのかなとも思うんですが、いかがでしょうか。
- 加藤委員 それ以前に、私は公募委員ですし、具体的な実情とかそういったことを十分把握してはおりませんので、そういう意味では、東京都として担当していらっしゃるセクションとして、この実態・現状をどういうふうに認識していらっしゃるかということをお聞きしたいです。そのお話をお聞きした上で、私と

してご意見を申し上げられればしていきたいと、このように考えています。

○松矢部会長 わかりました。

では、ご意見はありますか。

○山縣課長 居住支援課長の山縣と申します。よろしくお願いします。

今、地域生活移行のお話がありました。その問題とか現状の課題というところだと思うんですけども、きょうお配りしました資料3の2ページ目の第2のうちの(1)の二つ目の丸のところ、まさにここに、地域生活への移行の計画を進めていくためには、課題としては、グループホーム等の地域生活基盤の整備に加えて、ここに書いてありますとおり、重度障害者の地域移行への支援とか、家族とか施設職員等に対する理解促進がまだ足りないのかというところと、あとは、グループホームの空きの情報なんか、まだちょっと事業所間でうまく共有がされていないとか、あと、大きなところでは、施設の中で希望者が出たところで、今度は、区市町村とそこら辺の地域支援をする生活相談事業所との連携強化がまだちょっと不十分なのかなというところについて、そこら辺が促進するための一つの大きな課題なのかなと認識しているところでございます。

○松矢部会長 加藤委員、どうでしょうか。

○加藤委員 どうしてこういう目標がなかなか、かなり厳しい乖離があるわけですが、できなかったのだろうかという事実についてはどのようにお考えでございませうか。何が問題だったのだろうか。

○小川課長 恐らくは、今、居住支援課長が申し上げたようなさまざまな要因が1個1個あるのではなくて、さまざまに重なっているんだと思うんですね。大きな乖離があるということは、ご指摘のとおり、1,000人近く乖離があるのですけれども、そのための施策としては1個1個手を尽くしてやっているのです。いわゆるケースワークというあれかもしれないのですが、基本的には一人一人のオーダーがあって、それに適合しないと、地域移行というのはできないわけなんです。その条件を整えていく作業というものがまさしく大変な部分なのかなというふうに認識しております。なので、ここで挙げている例も実は例示でしか多分なくて、一人一人のニーズというものはもっと多様な中で動いているのだろうなと。それを一つ一つくみ上げていって地域移行につなげていく作業というのを現場の皆さんに一生懸命やっていただいているということが状況だと思います。なので、これだという決め手があればぱっと進むというふうな内容ではないのかなというふうに考えております。

○加藤委員 わかりました。

最後にちょっと1点だけ。今回のこの計画の、今日お話しいただいた基本的な考え方の中には、この問題についてはどこにどう表現されているのか。もう一度、確認のために、端的にお話しいただければと思います。

○小川課長 すみません、そこにつきましては居住支援課長が説明した部分で、2ページ目の第2の1の(1)のところで第3期計画の実施状況ということでお示しさせていた

だき、(2)の中で、今後こういうふうな形で進めていきます、また、目標についてもこうさせていただきますということで、一応お示ししているという状況でございます。

部会長、いいですか。いつもご質問をいただくばかりですので、政策担当者として参加させていただきたいということは、実はちょっと1点悩みどころがある部分がございます、皆さんにちょっとご意見を賜りたい部分があります。

先ほど山下委員からもちらっとあったのですけれども、障害児支援について、今回新たに書かなきゃいけないというふうな形になっております。この部会の中におきましては、重症心身障害児につきまして、施設は大切なんだよというふうな部分をいただいております。その部分につきましては、国は入所施設を削減しろみたいな方針を出しておりますけれども、都の実情を踏まえて維持をしていくという考え方もお示ししながら守っていこうと思っております。それ以外の障害児の部分についてなんです、部会の中でもお示したのですが、国のあり方検討会というのがありまして、その中で、障害児についてはインクルーシブな教育というふうな文脈の中で、一般施策の中で対応していく、いわゆる統合教育みたいな話だと思います。その中で、障害福祉の分野からは、専門的な観点から後方支援を行っていくべきだというふうな考え方が示されています。これは乳幼児期から学齢期に据えてというスパイラルで上がっていく中で連携していきなさいというふうな考え方が示されております。具体的な後方支援というのは何ですかということについては、児童発達支援の事業だったり、保育所等訪問支援の事業であったりというふうな形で位置づけがなされていて、これ自身は私どもも妥当な考え方かなというふうに考えております。

一方で、女性の社会参加を促すという意味で、障害福祉も親の就労を支援すべきだという事業者が最近出てきております。具体的には、親の就労を支えるために、8時間以上の長期の児童発達支援をやりたいというふうなご意見なんですね。そもそも、既存の障害福祉サービス事業というのは障害をお持ちの当事者のためにある事業で、生活上の支援であるとか訓練を行うための事業というふうに認識しておりまして、ショートステイ、あるいは、レスパイトみたいな形での親の支援というものはあるのですけれども、親の就労を支援するという発想は実はないんですね。また、就労できないという状況があるがゆえに、障害年金であるとか各種手当制度の充実というのが図られてきたという過去の経緯もあります。

そういう中で、自分たち抜きに自分たちのことは決めないでというのが原則だと思うんですが、乳幼児は自分で意見表明はできませんので、乳幼児に聞くわけにはいかないと思うんです。その中で、子どもにとって最善が優先されるべき——今、山下委員もおっしゃっていたと思うんですけど、——だというのに、この内容においては、親の都合が優先されるという危険性をはらんでいるかなという懸念を私も持っています。世の中は女性の社会参加やワークライフバランスという言葉が毎日のように出てきていて、少子高齢社会における大きな課題であるとともに流れであるかなというふうには思ってい

て、これ自身を否定するものでも何でもないので、当事者の利益を最優先するという障害福祉の立場から、親の就労のためという理由で事業を進めるということは当事者不在というふうになるのではないかというふうにも思っています。

そういうことで、昔、障害児だった皆さんもいるでしょうし、実際に障害児を今まで養育されてきた皆さんの当事者としての評価というか、この事業をどう考えたらいいかというふうな部分でご意見がありましたら、参考までに頂戴したいと思っております。以上です。

○松矢部会長 今、いろんな意見が出てきておりますが。

○越智委員 越智ですが、それについてよろしいでしょうか。

○松矢部会長 ちょっと進めたいと思いますので、議長の、司会の意見を聞いてください。

○越智委員 わかりました。

○松矢部会長 今日は8時45分ぐらいまでこの議論ができます。そして、重要なのは、資料3の基本的な考え方（案）と、それから、目標課題の、障害児計画策定に向けてのイメージというのが出ております。基本的には、今日出ている体系イメージを文章化していくわけなので、きょうは、この基本的な考え方に沿いながら、イメージの内容をどうつくっていくかというところで、いろんなご意見が欲しいわけです。今、課長が述べたような、障害児支援では障害児の権利をどういうふうに考えるかというようなことが一つですし、そういう点でいろんなご意見もここに、1について入れ込んでいくということがイメージのほうにありますので、ですから、加藤委員から出たような現状認識についてはかなり時間をとってやってきましたので、それを踏まえて、事務局提案のほうから、ご不満があれば、こういう見方ではないかということを書いていただいて、そして、突っ込んで、イメージのほうにはこういう内容を入れていただきたいと。かなり中西委員からはそういう観点で既に意見が出ているわけなんですけど、そういうやりとりをあと45分でやりたいと思っておりますので、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞご発言ください。

越智委員、どうぞ。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

まず、質問が一つ、あと、意見が一つ、あと、確認が一つございます。

質問というのは、今お話がありました障害児に対する支援のことでございます。実は、聴覚障害者支援センターでは、都立聾学校の子どもたちに対する相談支援を行っております。東京都の施策であるスクールソーシャルワークというのをイメージしていますが、東京都教育委員会に対して、特別支援学校におけるスクールソーシャルワークをやってほしいという要望を出しても、今のところ、東京都では、江東区のスクールソーシャルワークは考えていないという回答でした。お聞きしたいのは、都立学校に対する支援については、福祉ではなくて教育のほうの分野だと思いますが、どこまで突っ込んでいけるかどうか、それを確認したいと思います。それが質問になります。

意見ですけれども、先ほど、佐田委員から地域格差の問題のご意見がありました。これについて、私も前回、情報保障に関する支援に地域格差があるという報告をいたしました。そのあたりをもっと具体的に盛り込んでいけないのかと考えております。10ページの地域支援の事業の最後あたりに対応するのではないかと思います。そのあたりが曖昧なので、それでは地域格差は解消できないと思います。具体的に記載するべきではないかと思っております。

三つ目の確認です。これは後でも構いませんが、前回のときに、障害者雇用のモデルとして、公務員の障害者雇用状況をもっと進めるべきではないかという意見を出しましたが、そのとき、東京都庁の障害者雇用状況はどのような状況かと質問させていただきましたが、回答をまだいただけていない状態です。今回は回答をいただけるかと資料に目を通しましたが、詳しくは書かれておりません。回答できるのかどうか、このあたりを確認したいと思っております。

以上です。

○松矢部会長 今の点で、ございますか。

○小川課長 私の質問とは全く関係ないところのお話になってしまっているのですが、ちょっとそのところは別にいたします。

教育の中身については、ちょっと今すぐに答えられる話ではありませんし、教育分野については5回目以降のところの話になりますので、また問題提起していただきたいというふうに思っております。

2点目、地域格差の問題なんですけれども、これは多分何度も都とやりとりされていることなんだと思います。福祉サービスの実施主体は区市町村という形に位置づけがされております。その段階で、まず、区市町村それぞれにおいて、支給決定等も含めて、計画も含めてやっていくという前提になっております。同時に、障害をお持ちの皆さんが均等に区・市にいらっしゃるわけではなく、また、そこで偏在されているという実態もあると思います。さらに言うと、事業者自身もいろんな形で地域に偏在しているという現状があると思います。これを変えるということは実際には難しいという事実がございますので、ある意味、制度的に地域格差が出るということは予定されている部分なんだろうというふうに思っています。ただし、障害福祉サービスの要求があれば、区市町村はそれに対して応えていかなければならないという前提があります。そういう中でサービスの提供を行っていく必要があると。

本当に地域格差を生み出している根っこの原因は何なのかなというふうに考えていったときには、サービスを提供できるだけのきちんとした財源が用意されているのであれば。水面があるとしますね。水面が低ければ、そこから飛び出す形での格差というのが出てくる。その水面自身をぐっと上に引き上げれば、全部が水面下に入って、地域格差はなくなるというふうな話なんだと思うんです。

財源については、法律で国が2分の1、都道府県は4分の1、区市町村は4分の1と

いう負担割合、これはイコール責任割合だと思いますが、これが定められております。にもかかわらず、国においては、国庫負担基準という形でサービス提供に上限を設けたり、地域生活支援事業、意思疎通支援はまさにここに入っているわけなんですけれども、統合補助金という形で丸投げして、あとは好きにやってくださいという補助金になっているんですね。かつ、この補助金については、ほとんど毎年増えていきません。メニューは増えていっています。というふうな状況があるということ、まずご了解いただきたいと思えます。

また、今回、報酬改定のところでもご提示しましたが、事業者さんにとっても、事業が安定的に運営できるような報酬になっているのかというところについても、都として問題提起をさせていただいたところでございます。

それで、格差の問題というのは、あるいは、障害福祉サービスそのものは、今おっしゃったように、どこに行っても同じように受けられるというサービスだと私も思っています。これはリージョナルミニマム、つまり、市内とか区内とか都道府県とかというくくりで議論すべきものではなくて、ナショナルミニマムで議論されるべきものだと思います。よって、地域格差是正の第一義的責任は国にあって、国が適正な財源を用意する。それを受けて都道府県、区市町村、あるいは、事業者はその責任を果たしていくというのが正しい姿だというふうに私は考えています。そのために、国に対する提案要求というのも引き続き都としてやらせていただいているという状況でございます。

三つ目の障害者の雇用の問題。これは佐田委員のほうからもありました。過去にも何度のご説明というか、ご要望があったということは承っています。佐田委員がおっしゃっていたのですが、法定雇用率を3とか4とか5とかにしろというのは、これは多分理屈の話ではなくて、都として民間に率先垂範して姿勢を示せ、範を示せというふうなご要望なのかなというふうに考えています。

ただ、一方では、地方公務員法に基づいて我々は任用されています。ご説明しますと、地方公務員法第13条において平等取扱いの原則というのがございまして、これは、広く国民に門戸を開きなさいという条文になっております。第15条には、職員の任用については能力の実証に基づいて行うこと。つまり、公務員としての仕事ができるかどうかということを実証した上で採用しなさいということが書かれています。さらに、第17条では、職員の採用は競争試験または選考によることとされているということで、障害者の枠を設定したからといって恣意的に採用が自動的になされるというふうなものではないという前提があるということをご理解いただきたいということがまずあります。

それと同時に、都庁の人員というのは定数という名前で総人数が管理されています。当然ながら都民の税金をいただいて運営しておりますので、行政の効率化の観点から、過去、一貫してその削減に努めているところでございます。一方では、最近はやっと景気がよくなってきているのですけれども、都庁への就職を希望する志願者という者は増加している傾向があります。法律で定められている法定雇用率を守るということは当

然のことだと私も思っています。ただ、それ以上にやれということになりますと、先ほど申し上げたような話から、ほかの志願者の椅子をとっちゃうという話になってしまうんですね。その部分の一つ問題として出てくるのだろーと思ひます。

さらに、皆さんからのご批判を恐れずに申し上げますと、都庁で10人、20人障害者雇用を増やしたとしても、世の中は何も変わらないと思ひています。なぜならば、障害者雇用を阻害している本当の元凶は、社会にはびこっている偏見や差別ではないでしょうか。さらには、日本固有の話でいくと、新卒一括採用であるとか終身雇用慣行みたいなものも恐らく関係していると思ひています。

法定雇用率というのは、割当雇用制度と言われるのですがけれども、実は古くからある制度です。第1次世界大戦でヨーロッパで大規模な戦争があつて、そのときに大量に傷痍軍人の方が出てきて、その人たちに仕事を与えるということを取源にして始まった事業だというふうに勉強させていただいています。その範囲が徐々に拡大されてきて、今は障害者の雇用というふうな形になったものだというふうに思ひております。日本も全く同様でございます。

また、この法律においてはその根拠を社会的連帯というところに置ひております。障害をお持ちの方であっても仕事を通じて社会に経済的な価値を生み出していくことというのは社会全体としては有益なことだし、望ましいことだというふうに思ひています。同時に、企業には社会的責任があるから雇用していくのだという発想なんだと思ひます。ただ、一方では、個々の企業はそれぞれの経済合理性を追求していくことで成長を目指しているというところがあります。つまり、社会全体の効用という部分と……。

○小川副部長 委員のご意見を聞く会議だと思ひておりますので、障害者雇用についての基本的な方針とかについてのご説明が少し長過ぎるのではないかと思ひますので、もう少し委員の意見を聞くことに時間を使ひていただければと思ひます。

○小川課長 了解しました。結論だけ申し上げます。

社会モデルというお話が先ほど佐田委員からあつたと思ひますけれども、今後は、先ほどありましたように、障害者の権利条約であるとか、あるいは、今検討されております差別解消法であるとかという部分において、社会からそういう障害を取り除いていくのだというふうなことが基本になってくるという認識は我々も同様に持ひております。よつて、雇用率を上げる云々ということではなくて、社会的な合理的配慮みたいなことをきちんとやっけていく中で障害者が働ける環境をつくり出していって、職域を広げていくことによつて社会全体で仕事をシェアしていくという方向に持ひていくということが政策の方向ではないかというふうに考へております。

以上です。

○松矢部長 基本的な小川課長の地域格差、それから、障害者雇用についてのお考へが出されたわけですが、具体的に私が申し上げておりますので、今日は、重要なのは、参考資料1の基本的な考へ方と、それから、次の12月、次回の課題になっている具体的な

イメージとして出されている、間のところを今日は埋めていくための議論ですので、続けてなるべく多くの方々にご意見を出していただきたいと思います。

○越智委員 ずれたお答えがあったので、よろしいでしょうか。申しわけありません。小川課長からお答えいただいたのはちょっとずれている部分があるので、一つ確認させてください。

私が申し上げたのは5回目の会議で出すための確認なんですけど、聾学校などの教育庁の担当するところに意見を出していいのか、また、それは別なのか。その辺はいかがでしょうか。

○松矢部会長 聾学校、要するに、いろんな相談支援について、乳幼児期から学齢期までの子どものほうのいろんな相談支援は学校のほう、教育のほうで取り上げていただけるのかどうかということだったんですけど、私としてはそれでもいいのではないかと考えていたのですが、いかがでしょうか。

○小川課長 私自身がお質問の趣旨をちょっとよく認識していないのですがけれども、この場でそこを議論するというふうにお考えなのか、教育庁のほうで別途そちらの議論をされたいというお話でしょうか。

○越智委員 別枠と言われれば、教育庁のほうに参ります。確認だけです。

○松矢部会長 次回るときに学校教育も入った形の議論ができます。要するに、成長、発達期です。要するに、障害児支援でできますので、そのときに意見を言っていただくとよりいいのではないかとというふうに思いますが。

○越智委員 わかりました。

○小澤副部長 始まりは、小川課長が児童発達支援の趣旨で、親の就労を支援するという申し出に関していかがかと、そういう話だったんですね。

それに関して私の意見を申し上げますと、児童発達支援が事業の趣旨なんですよ。つまり、児童発達支援というのは、もと児童デイですけど、それだけではないんですね。いろんなことを改組して新しく発足した最大の理由は、やっぱり養育、つまり、子どもさんの成長、発達というものに対してより専門性の高い事業を起こすという趣旨なので、これに関してはその趣旨が貫徹されるということになります。

最近では、親という問題だけではなくて、家族、家庭支援がとても重要だと一方で言われているので、それに関しては、本来は一般相談という問題の中できっちり取りまななきゃいけないわけだと思っているんですよ。だから、児童発達支援という本来の趣旨のあり方と、それから、そういった複合的で波及的な、単に働くだけの問題ではなくて、波及的にいろんなケースによって相談は波及していると思うんですね。それは本来一般相談と呼ばれている中で対応していくので、本当は、この二つはかなり車の両輪のような形になっているはずですし、さらに、そういった相談支援のシステム化という問題で、例えば、地域支援拠点の話も出ていますし、それから、自立支援教育も。例えば、子ども部会をつくっている市区町村がありますよね。本来、そういったところで解消すべき

ことなので、二元論的な問題提起に対して、私はいささか実は疑問に思ったというのが私の回答です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

矢野委員、どうぞお願いします。

○矢野委員 知的障害者育成会の矢野です。

まず、障害児支援についてということでございますけれども、インクルーシブ教育とか共生社会とか、いろいろ言われますけれども、かなり早い時期から児童発達支援ということで、そちらの施設に通所ということのみに力を入れられるというのは、私は個人的には非常に危ないことだと思っております。やはり、家庭支援、母親が働く、父親が働くということを支援するだけではなくて、一般の保育園だとか幼稚園の中で障害のある子も一緒に過ごすということは非常に大切ですので、今は専門家の方が保育園や幼稚園に行くこともふえてきましたし、そういう制度もありますので、ぜひとも、私は普通の幼稚園や保育園の障害児枠といいますか、そちらのほうで進めていただきたいなと思っております。

もう1点、別のことなんですけれども、これは、意思疎通支援とか医療方面のバリアフリーということから言えると思うんですけれども、先ほど課長が、メニューはふえていけど財源はふえていないのでということと、非常に言いにくいところはあるのですが、先ほど橋本委員からも意見がありましたので、情報のバリアフリー、意思疎通支援というものも、今は手話だとか点字だとか、そちらのほうのみになっているようでございますけれども、やはり、知的障害の場合の情報の保障というものもきちんとこの中に書き込んでいただきたいなと思います。常に必要なわけではございませんので、病院に通院するとか入院したときのお医者さんや看護師さんの情報というか、意思疎通というときにも必要ですし、それから、行政の事務とか、そういうときも、家族とか支援者が常にいるわけではございませんので、これからひとり暮らしの方も多くなると思いますので、そういうときにはきちんと意思疎通支援の制度ができるように、東京都として考えていただきたいと思います。

それから、各区市町村でも障害者のしおりというのをつくっておりますが、これは非常にわかりにくいです。本当に知的障害の人に必要な分だけで結構ですし、制度をばあっと並べるのではなくて、こういう生活をしたときはこんな制度があるよというふうなものを、ぜひ東京都のほうで率先してつくっていただきたい。

以上、2点申し上げました。

○松矢部会長 ありがとうございます。

中西委員、どうぞ。

○中西委員 小川課長の指摘について具体的に提案すると、親の扶養義務というのは、障害児であろうと、きちんとあるので、それはきちんと果たしてもらわなきゃいけない。

一方、障害児とともに暮らす親というのは、ともすれば共依存になって、子どもがいないと生きていけないような母親になっていくという意味で、親との分離というのを子どもときからやらせておく、体験させる必要があるんですね。そういう意味で、地域の需要としては、宿泊体験事業というのをやっています、土日、親が子どもから全く離れる。レスパイトではなく、親が手を放すと。ひとりになった親が自分の人生を見直して、子どもが育っちゃった後、自分がどうするのかと。自分の人生を見失っていたのではないかというふうに、その2日間で思い直して、自分の人生設計というのをやり直す人たちがいるんですね。そういう場というのは、レスパイトという緊急事態ではなく、平常時につくってあげる必要があると思います。これは宿泊体験事業の延長上で、個別で今、グループホームや障害者団体がやっているところです。実態をごらんになればいいと思います。

それから、親の就労支援について、普通の子育て中のお母さんもそうなんですけど、しょっちゅう子どもが病気になったりとかして、呼び出されて、宿泊施設で預かったところで、そういうことが起こるわけです。これが障害児の場合はもっと頻繁になります。呼吸器をつけたりすると、緊急で親が対応しなきゃいけない場合は非常に回数が多いので。これは、就労の場面でそういう子育て中のママ支援体制というのを企業側にきちんと説明していくような体制支援が必要だと思うんですね。これは都独自事業で何か始められたほうがいいと思うんですけど。福祉対策より、就労の部分での雇用条件の緩和というような対策を考えないと、今は、普通の母親もなかなか会社勤めを継続できないのでやめてしまう。これを防ぐ施策の中で考えていかれるべきかなというふうに思います。文章としてはそういうことで、事業としては宿泊体験事業として認可して、親の就労促進事業というような形のものを考えたかどうかと思います。

以上です。

○松矢部会長 それは子育て支援事業とも関連しているところのご発言だと思います。ありがとうございました。

それでは、斉藤さん。

○斉藤委員 都精連の斉藤です。

精神障害者の場合は早期発見、早期治療がとても大切です。私の場合は、相当悪くなってから病院に行って、外来に行ったら即入院という形になってしまっていて、父親も母親に「何で入院させたのか」とすごく怒っていたのですけれども、17歳のときに大人の病院に転院しまして、病気が厄介だから、しばらく入院させておけばいいやというふうになってしまっていて、結局7年入院していたのですが。精神障害者の場合は、親の都合で、子どもが厄介だから入院させておけばいいというふうに、そういうことをしていたら、社会の藻くずになって埋もれてしまうので、ある程度よくなったときに、受け皿としてのグループホームがとても大事だと思います。そして、グループホームに入居できたら、私の場合も途中でグループホームへの入居を2年したのですけれども、一般の

アパートに移る際に、世話人さんが非常に一生懸命世話をしてくれて、いいアパートに入居できたわけなんですけど、厄介だからといって病院に入院させてしまえばいいというのは、当事者としては非常に不幸なことだと思います。それで、やはりグループホームをふやしてほしいです。

それから、私がもう一つ言いたいのは、今回、きょう取り上げられたことなんですけれども、作業所、授産施設の工賃アップのことが取り上げられたのですが、自分たち当事者の会話の中で、友達の会話の中で、自分たちで稼いだ工賃の中から、時々喫茶店に行って、それでお茶を飲むときに、自分たちの稼いだ工賃とかお給料の中で飲む1杯のコーヒーがとてもおいしいねというふうに友達が言っていました。私はその友達の言葉がとても印象的で、今でも忘れられないのですけれども、やはり自分の稼いだ、働いたお給料で買う洋服だとか、あと、食べたり飲んだりするものはかけがえのないものだと思うので、工賃アップをぜひともお願いしたいと思います。

あと、景気がいい悪いで仕事の受注の量も違ってきます。仕事の量を安定供給するためにも、区とか都とか国からの支援とか、そういうものも必要だと思います。

あと、世話人さんとか作業所の職員さんとかの質をよくすることも大事ですし、世話人さんとか職員さんのお給料が低いので安定しないところがあるので、結構ころころ変わっちゃうところがあって、やめてしまったりする人もいますので、世話人さんや職員さんの給料がある程度安定する、そういうものも必要ではないかと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。本当に全体的を得た、提言に入れるべき意見だったと思います。ありがとうございます。

寺田委員、どうぞ。

○寺田委員 多摩在宅支援センター円の寺田です。

先ほどから親の支援という話が出ていますが私は、小澤副部長と中西さんの意見に賛同します。

資料の中の3番の地域生活支援拠点等の整備という中で、2番目なんですけども、障害者の高齢化、重度化や親なき後というふうには書いてあるのですが、親なき後じゃなくて、親があっても支援していく方向性が必要なのかなというふうに、現場で考えています。

それは、先ほどの親の就労支援というところでお話しすれば、家族支援という形で考えられると思うんですね。個別支援で、本当にその方に必要なのかどうかを見きわめる力量も必要なんだろうけれども、家族支援はとても重要になってきて、山下さんが言っていた、子どものニーズではなく保護者のデマンドが優先みたいな一文がありましたけど、かなり重度の方を支えているご家族の方が鬱病になったりとか、非常にいろんな問題が世帯の中では起きているわけなんです。そういった意味では、しっかりと家族を含めたアセスメントを行い、家族（親）の支援はとても重要だと考えています。

それと、先ほど中西さんがおっしゃっていた自立という意味でも、親があるうちからレスパイトを使ったりグループホームを使ったり、そういったことが必要になってくると思うんですね。いつも感じていることですが、児童は児童、障害は障害といった「縦割り行政」的な考え方や障害も障害種別で考えていくと、その世帯全体というか、家族の問題というか、利用者さんの包括的支援ができないのではと思っています。それは、パーツ、パーツで見えてしまうので本来の利用者さんにとって必要な支援ができていないことが多々あります。そのことは、支援者側の責任でもあると思うんですがね。「家族支援」に関しては、ここで余りふれられていないのですが、親のあるうちからの支援が必要だと考えています。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。家族支援というキーワードと施策ですね。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 再度の発言になりますので、端的にお話をさせていただきます。

先ほど、部会長から、今日は課題をやるので、質問のことはというお話がありましたが、私は、先ほど申し上げましたように、第2回にもう既にご質問したのですが、そのときに全く回答がなくて、3回目に回答があるかなということで考えていたのですが、そういう事情、経過がございますので、その点は十分、きょうの会議の議題をわきまえてご質問したつもりですので、よろしくご理解をお願いいたします。

先ほどの結論、こういう実情を踏まえてどういうふうに今後していくのかということについては、3ページの2行目からただし書きという形で書かれています。つまり、これまでの実績や東京都の実情を踏まえて対応する必要があるという形で整理されているということは、私が先ほど申し上げましたような実情等も踏まえて考えていくという趣旨だというふうに私は理解しましたので、このような方向で、東京都の実情、実績等を踏まえながら、国の形式的にやっていくということではなくて、対応をぜひしていただくようお願いしたいと思います。この部分は私の意見です。

それから、もう1点。先ほど、小川課長から障害者雇用について、東京都の考え方についてかなり立ち入ったお話がございましたが、端的にお聞きしますが、これは小川課長の個人的なお考えでございますか。それとも、東京都としてそういう考えだということなのでしょうか。その点を、先ほど副部会長からもちょっとお話がございましたが、ちょっと整理してお話しいただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

○高原部長 障害者施策推進部長でございます。

先ほど、事務局のほうから、議論を活性化させたいという熱き思いがちょっと勇み足になってお時間を頂戴いたしましたことにつきまして、申しわけなく思っております。また、彼の話の中で、財源の話だとか法定雇用についてのお話があったかと思いますが、そういった一定の制約はありますけれども、それはそれとして、それを超えて進めていく、すぐにできるかできないかは別として、進めていくということもまた大事ですので、こ

の場の議論の中では、計画、あるいは、提言をいただく上では財源だとか人員、あるいは、法的な制約については、それを所与のものとして限定的に考えるのではなく、議論をいただければいいのかなというふうに思っておりますし、先ほどの意見は、事実関係は事実でございますけれども、一意見だというふうにご理解いただければというふうに思っておりますので、ご了承ください。

○松矢部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○加藤委員 はい。

○松矢部会長 それでは、根本委員、どうぞ。

○根本委員 ありがとうございます。公募委員の根本でございます。

資料4にあります施策目標の3番について、ご検討いただきたい点、また、盛り込んでいただきたい点があります。

一つは、一般就労に向けて。これは、法定雇用率を目標設定しまして、各企業等の受け皿が非常に広がっていることはとてもいい評価だと思っております。一方で、目標は、いろいろな受け皿、就職の支援を広げる反面、就職したものの実際は長く続かなかつた、就職したものの、いろいろな状況、複合的な要因があったせいでやめてしまった、その方も非常に大切であり、フォローアップ体制は非常に大切だと思っております。そのフォローアップ体制を盛り込んでいただきたいという個人的な要望があります。

また、実態がちょっと見えないところがあります。実際、目標では2,000人、何千人という目標を入れていくということは非常に心強い数字であるのですが、その一方で、どのぐらい続かなくて、いい表現かはわかりませんが、ドロップアウトしてしまう方が何人か。その方への支援ということも非常に大事ですし、課題1、2というところにぜひとも、そういった支援の方向性もお示しいただけると、一般就労を考えるに当たってより参考的な情報になると、個人的に思っております。

以上です。

○松矢部会長 そうですね。定着支援というようなこととか、定着の失敗の方のフォローですね。そういった点を入れ込むべきだと思います。

それでは、安部井委員。

○安部井委員 東京都重症児（者）を守る会の安部井です。

放課後等デイサービスの話から家族支援の話になっておりますけれども、障害児者支援というのは、私はずっと本人支援だというふうに思ってきました。娘が特別支援学校を卒業して社会生活の場へ、要するに、生活介護のところに行きましたところ、高齢のお母さまたちもたくさんいらっしゃるので、家族支援の視点がかかなり多いなということで、通所先の職員さんに、本人支援ではないですかというようなことを一度言ったことがあります。

先ほど、山下委員からも、特別支援学校にたくさんの送迎車がずらっと並んでいると。

私も運転しながら、いろんな特別支援学校の放課後の様子を見ていますと、すごく危機感を持っておりました。先ほど、副部会長から療育というキーワードが出ましたけれども、特に小さい学齢のお子さんたちは、療育という観点からしてみると、長時間家族から離れて生活することが果たしていいことだろうか。将来に向けての自立ももちろんありますけれども、そのときにしか獲得できない力というものがそがれてしまうのではないかということで、非常に危機感を持っておりました。重症心身障害児（者）の場合、療育というものは何歳になっても必要ですので、その観点から、いつも知的障害の学校、それから、肢体不自由の学校を見ておまして、不安感を持っていたというのが事実です。私も3人の子どもを育てた親ですので、家族支援はもちろん欲しいのですが、でも、本人にしか与えられない専門性のある支援というものをこれからも望んでいきたいなというふうに思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

じゃあ、もう一つ、45分なりそうですが、よろしくをお願いします。

○小川副部会長 障害者計画の策定に向けての目標、課題の体系イメージのところについて、よろしいでしょうか。

当たり前になる社会の実現、施策目標の3です。ここの就労に関するところなんですけども、基本的な障害福祉計画に沿った組み立てとしてはこれで妥当かと思うんですが、数値目標等が平成18年ぐらいに考えられたもので、その当時は知的障害の方に比較的焦点が当たっていて、福祉施設から就労への移行というところで柱が立っていると思うんですけれども、東京都のこれから先、数年の課題は、精神障害や発達障害の方の就労支援というのがかなり対象の中でウェートを占めると思いますので、医療との連携とか、そういう精神の方たちの就労に関する視点というものを何らかの形で盛り込んでおくことが必要だというふうに思います。

それから、それに関連して、東京都の基本的な考え方（案）のところも、大筋はこれで全く問題ないのですけれども、やはり、連携先というところで、医療というところが抜けておられますので、精神障害のことを意識して医療との連携をして、そこからスムーズに就労のほうにつなぐという、その視点を盛り込む必要があるのではないかと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、45分になったのですが、本人支援の重要性、次回は教育のほうもありますので、例えば、特別支援学校、知的障害の場合には非常に過密状況になっております。私も幾つかの学校の連絡協議会の委員をしていますが、高等部が独立して小・中学部になった学校は、スペースが広がって、とても子どもが落ちつきます。そういうことははっきりしているんですね。それがまだできない学校もあるわけで、その辺のところは本人支援ということで大いに関連しているので、教育のほうできちっと説明していただ

くと同時に、次の施策等も出していただけるとありがたいと思います。

それでは、時間が来ましたので、次の残りの時間でございしますが、今後の進め方につきましてよろしく願いいたします。

- 小川課長 今まで我慢していた部分がありまして、長々としゃべってしまいまして、大変申しわけなかったと思います。ご提示いただきました課題につきましては、何度も実は私の考え方等もお示ししてきたところもありましたので、大変失礼いたしました。改めておわび申し上げます。あくまでも私は事務局でございしますので、皆様の意見が大切だと思っております。そこは確認させていただきます。また、私のほうからちょっと提起させていただきました問題につきましていろんなご意見をいただいたことに対しましては、改めて感謝申し上げます。私自身も、家族支援、あるいは、兄弟支援という論点も出ていたと思うんですけども、それも、最終的には当人のための支援、当人のために家族も健全でなければいけない、兄弟たちも成長しなければいけないというふうな文脈なんだろうなというふうには理解しております。失礼いたしました。

それでは、今後の進め方についてご説明をいたします。

本日、これまでご審議いただきました内容を踏まえて、第4期障害福祉計画策定に向けた考え方の案をお示しさせていただきましたが、改めて委員の皆様からいただいたご意見等も踏まえまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。また、これまで障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保等に係る障害福祉計画を中心にご審議いただきましたが、次回以降は、本日、体系のイメージをお示したように、障害者基本法に基づく障害者計画の障害福祉以外の分野についてのご審議の対象としてまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございします。

- 松矢部会長 今後の進め方について、ご意見を求めたいと思っております。

どうぞ。

- 佐田委員 障都連の佐田です。

意見の出し方も含めてなんですが、私もちょっとよくわからないまま、昨年の提言をもとにしながらいろいろ考えたのですが。もう少し、意見の出し方も含めて、この中でイメージを持って変えていただいたほうがいいかなという認識を持っていますので、その点をぜひ明確にしていきたい。

それから、12ページに載っている米ポツのところについては、次回やるということでもよろしいでしょうか。

- 松矢部会長 何ページですか。

- 佐田委員 12ページです。

それから、もう一つなんですが、きょうはさまざまな意見を聞いているのですけれども、今日出された案に対する、少し整文化したようなというか、こういうのを入れたらいいのではないかという話についての、いわゆる文言を含めた提出というのがあっても

いいということでしょうか。そのあたりをちょっと確認したいのですが。

○松矢部会長 米印の12ページのところは、次回検討するという事によろしいですか。

○小川課長 はい。

○松矢部会長 それで、進め方について、まだ時間がありますから、どうぞ。ここではっきりしてほしいということがありますたらお願いしたいのですが。

どうぞ。

○斉藤委員 都精連の斉藤です。

今日いろんな意見が委員から飛び交ったのですけれども、根本委員の意見にちょっとつけ加えたいのですけれども。

精神障害者及びほかの障害者の方々の就労ですが、就労がゴールではなくて、就労したら、まず、そこでやっとスタート時点についてのだということを確認しておきたいと思えます。就労したことでほっとして、そこで終わりだよということではなくて、就労の地点に着いたところがスタートだということをおのほうから申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

では、中西委員、どうぞ。

○中西委員 次回以降の検討課題について、もうちょっと詳しく伺いたいのですが、このイメージの文章は国の基本指針で、今後東京都が施策をつくらなきゃいけないのは点線の下線の項目ですよね。これは国の施策に基づくもので、新たに文章を国の指針に基づいてつくろうという話でいいですよね。

○小川課長 はい。

○中西委員 これについての議論はやらないということですか。これはやりますか。1個1個全てですか。

○小川課長 5回の中の内容になってくると思えます。

○中西委員 わかりました。じゃあ、まず、次回の教育、住宅バリアフリー、災害というのは、この項目の中ではすぐ適応する内容というのはないわけですが、オリンピック・パラリンピックの問題はここに入る、バリアフリー、スポーツ文化振興のところには語ればよいということですか。

○小川課長 オリ・パラの部分につきましては、理念みたいのところを書き込むことはできるのかなと思っているのですけれども、オリンピック・パラリンピック自身は大会組織委員会というところが司令塔になって、全てを決定していっています。その下に政府があつたり東京都があつたりJOCがあつたり、あるいは、各競技団体があつたりというふうな流れになっておりますので、具体的に何をどうするというふうなところまでは、ちょっとこの計画の中では書きにくいかなと思っています。

ただ、オリンピックが目指している共生社会であるとかという理念につきましては、

障害分野と共通する部分が多いと思いますし、障害者のスポーツ、障害者の文化、芸術活動みたいなどころについては同時に進めていく必要があると思っていますので、そのような内容については書き込みができるというふうに考えております。

○中西委員 競技場自体の内容については、そこで意見を言えばいいということで理解しましたが、公共交通機関のアクセシビリティ、空港のアクセスとか、東京都管轄事項については意見が言えるということだと思いますよ。

○小川課長 バリアフリーのまちづくりという中で議論できると思います。

○中西委員 わかりました。

あと、この項目については今提示されたばかりで、どの項目が不足しているのかはちょっと判断がつかないのだけれども、後で文書提出でいいですか、項目を追加したいとかいうことは。

○松矢部会長 今後のスケジュールでいきますと、次の委員会は12月16日ですが、ここで、今日出ておりますイメージの具体的な内容の検討になりますね。国で参考としてあるようなこととも関連しながらになります。その後、1月以降は2回用意されておりますけれども、全体の協議会になってきますので、基本的には12月の議論が一番重要だと思います。

そういう意味で、これは議長提案ですけれども、16日にやりますと、できれば2週間前ぐらいに素案みたいなものができ上がってきて示されると。本人の方々の代表もいらっしゃると思いますので、いろいろ仲間と議論していただくという意味でいくと、2週間ぐらい前に事務局のほうから障害者計画の策定に向けての素案が用意されて、郵送されるというのが望ましいとすれば、これから20日間ぐらい、各委員におきましては、きょう出ました議論を参考にし、また、このイメージを参考にして意見提出をしていただければ、事務局としてもまとめやすいのではないかと。

そうしますと、手帳から見ていきますと、11月25日の連休明け、火曜日あたりまでに策定に向けての素案の柱が出ていますので、各委員会の委員には、この柱については絶対この点を入れてほしいとか、そういったことを盛り込んでいただけますと、事務局のほうでもまとめやすいですし、また、とても大切なので、最終的なまとめについては私と正副の部会長も入った形で少し検討させていただいて、出していく。素案までは事務局が中心になるかもしれませんが、当日の議論では部会長、副部会長も入って、そういったものの修正的なものもあるかもしれませんが、一つの参考意見というか、全体の基調づくりの何かのご意見ができればというふうに思っていますので、一応25日（火曜日）までに、各委員の方々には、障害者施策策定に向けて、イメージに基づきましていろいろご意見を寄せていただけるとありがたいと思います。そんな形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、佐田委員。

○佐田委員 今回は、そうすると、事前に送られてくるものをもとにして意見を出せると

いうことでよろしいですか。

- 松矢部会長　そうですね。その前に、要するに、素案づくりにこの点を入れてほしいというのを25日までに出示していただけるといいです。きょうはいろんな意見が出ましたので、それを受けながら。
- 佐田委員　今日話した中身でも、例えば、私は別にそういうことで書いてきたわけではありませんで、こういった考え方を入れたほうがいいのではないかということも含めて出してもいいということですか。
- 松矢部会長　結構です。2週間前に素案が出てくると思うので、それに基づいた意見を、今度は本会議のときに出示していただければと思います。
- 中西委員　テーブルに置いてある障害者計画の冊子がありますよね。これと同じものを、次回、完成に向けて文章づくりをしていくということで、僕の意見なんかもこっちの本文の中で具体的に取り上げていくということで。東京都はこの文章を市町村に回したということで、これは、市町村が障害者計画をつくるために早目に出してあげないと間に合わないんで、当然しようがないと思うんですけども、最終的な東京都の意見文章というのは、本文のあるこの本ができ上がると。この本を見ながら、こういう構成でつくるんだなというイメージをみんなが抱いていけばいいということですよ。
- 松矢部会長　よろしいでしょうか。
では、時間が来ましたので、きょうの会議はここまでにしたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

(午後8時59分 閉会)